# 政　令

平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年十一月八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第三百八号**

平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による東京都大島町の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

| 激甚災害 | 適用すべき措置 |
|---|---|
| 平成二十五年十月十五日及び同月十六日の暴風雨による災害で、東京都大島町の区域に係るもの | 法第五条、第十二条、第十三条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置 |

備考　上欄の暴風雨とは、平成二十五年台風第二十六号によるものをいう。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充

# 告　示

**○法務省告示第四百十六号**

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月八日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表株式会社冨倉製作所の項「溶接」の下に「、工場板金」を加え、同表に次のように加える。

| | |
|---|---|
| 株式会社忍建設 | 宮城県名取市那智が丘二丁目四番地の十七 | 型枠施工 |
| 松橋建設株式会社 | 秋田県秋田市桜二丁目三十五番十二号 | 型枠施工 |
| 株式会社大川製作所 | 埼玉県川越市大字今福二千七百三十七番地八 | 機械加工 |
| 株式会社高栄工務店 | 埼玉県富士見市大字鶴馬三千四百六十六番地三 | 型枠施工 |

**○農林水産省告示第二千七百三十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県山県郡北広島町本地字蜂ケ丸一九六九から一九七三まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字蜂ケ丸一九六九から一九七三まで（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び北広島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千七百三十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県山県郡安芸太田町大字川手字川手東平一四〇一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び安芸太田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第二千七百三十五号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十一月八日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　広島県三次市下志和地町字石堂一〇一五の一、一〇二〇の三、字豊ケ丸一六八七の一、一六八七の九、一六八七の一〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字石堂一〇一五の一・一〇二〇の三・字豊ケ丸一六八七の一・一六八七の九（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び三次市役所に備え置いて縦覧に供する。）